

沖縄県の給与・定員管理等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考) 平成21 年度の人件費率
平成22年度	人 1,413,583	千円 632,157,021	千円 3,922,408	千円 190,179,402	% 30.1	% 31.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

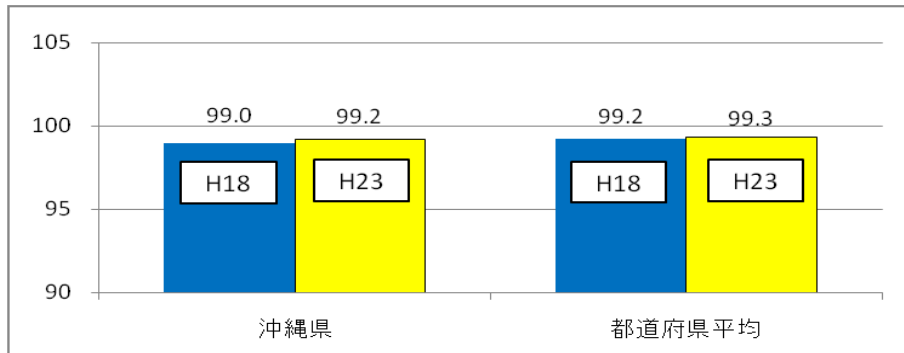
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B÷A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成22年度	人 20,082	千円 89,134,474	千円 15,786,904	千円 30,908,944	千円 135,830,322	千円 6,764	千円 7,098

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
2 表中「職員数」は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10パーセント減額）している。また、平成20年4月1日から平成22年12月31日までの間は、給料月額を3パーセント減額し、期末手当及び勤勉手当を2パーセント減額（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間は、給料月額のみ1.8パーセント減額）している。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成23年度	円 352,862	円 353,530	△668円 (△0.19%)	% △0.21	% △0.21	△0.23%

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。なお、公務員給与は、特例条例による減額措置（管理職手

当△15%) を受ける前の額である。

② 特別給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A－B	勧告(改定 月数)		
平成23年度	月 3.96	月 3.95	月 0.01	月 —	月 3.95	月 3.95

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

備考 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	41.7歳	318,957円	366,040円	350,035円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
都道府県平均	43.7歳	339,183円	425,668円	380,235円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A÷B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	50.6歳	337人	339,211円	386,844円	370,938円	—	—	—	—
うち運転士	49.1歳	70人	334,359円	387,850円	369,156円	自家用乗 用自動車 運転者	48.1歳	224,600円	1.73
うち用務員	53.3歳	106人	345,154円	375,131円	369,467円	用務員	53.8歳	209,700円	1.79
うち農業技術補佐員	46.6歳	72人	331,024円	411,816円	380,056円	—	—歳	—円	—
うち介助員	53.2歳	30人	354,276円	382,579円	375,908円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	51.0歳	15人	346,427円	379,845円	359,807円	—	—歳	—円	—

うち印刷技士	50.5歳	4人	352,041円	379,380円	371,541円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	46.0歳	8人	320,425円	397,263円	387,420円	—	—歳	—円	—
うち守衛	49.5歳	3人	327,433円	392,168円	345,600円	守衛	61.9歳	156,000円	2.51
うち調理員・調理士	52.4歳	29人	334,839円	370,861円	356,097円	調理士	42.8歳	192,300円	1.93
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
都道府県平均	49.8歳	376人	332,500円	389,984円	365,792円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	5,980千円	3,027千円	1.98
うち用務員	5,907千円	2,943千円	2.01
うち農業技術補佐員	6,300千円	—千円	—
うち介助員	6,031千円	—千円	—
うち電話交換士	5,958千円	—千円	—
うち印刷技士	6,022千円	—千円	—
うち土木整備員	6,094千円	—千円	—
うち守衛	6,046千円	2,013千円	3.00
うち調理員・調理士	5,814千円	2,495千円	2.33

- 備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20年から22年までの3ヶ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.7 歳	362,659 円	409,769 円
都道府県平均	44.8 歳	386,168 円	447,080 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.6 歳	371,602 円	417,332 円
都道府県平均	43.9 歳	372,838 円	426,886 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.6 歳	325,987 円	438,236 円	355,820 円
国	41.2 歳	316,868 円	—	367,972 円
都道府県平均	39.4 歳	324,966 円	477,711 円	370,694 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,200 円	172,200円
	高校卒	140,100 円	140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	—
高等学校教育職	大学卒	192,800 円	—
	高校卒	148,800 円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800 円	—
	高校卒	148,800 円	—
警 察 職	大学卒	187,500 円	187,500円
	高校卒	158,100 円	158,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	255,049円	321,550円	369,424円
	高校卒	213,423円	246,416円	313,581円
技 能 労 務 職	高校卒	— 円	— 円	296,914円
	中学卒	— 円	252,000円	297,525円
高等学校教育職	大学卒	304,729円	362,200円	400,040円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	301,357円	356,429円	393,421円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

警 察 職	大学卒	287,034円	329,359円	377,800円
	高校卒	249,792円	296,353円	330,653円

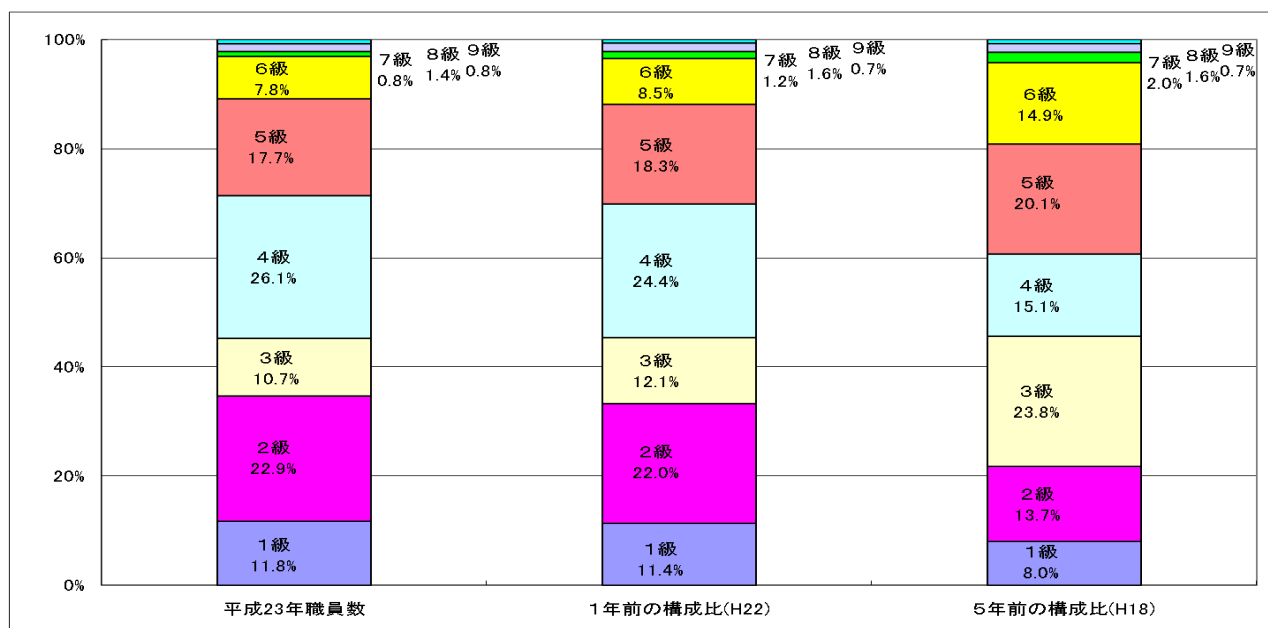
備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事又は技師の職務	517人	11.8%
2級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,001人	22.9%
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	467人	10.7%
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,139人	26.0%
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	775人	17.7%
6級	課長又は副参事の職務	342人	7.8%
7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	37人	0.8%
8級	統括監又は参事の職務	63人	1.4%
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	33人	0.8%

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制から9級制に変更されている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 課長級以上の特定職員

人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

② 特定職員以外の職員

人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ「特に良好」「良好（標準）」「良好であると認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,428千円	—
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45）月分 勤勉手当 1.35月分 （0.65）月分	（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45）月分 勤勉手当 1.35月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%から25%まで

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

① 課長級以上の特定職員

平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

② 特定職員以外の職員 一律支給

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

沖縄県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%から20%までの割合の額を加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%から20%までの割合の額を加算）	
（退職時特別昇給	無		（退職時特別昇給	無	
1人当たり平均支給額	5,418千円	26,578千円	1人当たり平均支給額	—円	—千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		77,304千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		678,108円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	43人	18%	18%
大阪市	5人	15%	15%

名古屋市	1人	12 %	12 %
福岡市	1人	10 %	10 %
上記地域の異動保障	39人	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100% から80% (1年間)
医師・歯科医師	25人	15 %	15 %
県内市町村	19,968人	0 %	0 %
平均支給率		0.09 %	0.09 %

備考 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		860,557千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		83,057円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		51.6%	
手当の種類（手当数）		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び涉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円）
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業	日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、観光商工部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児	福祉に関する業務	日額680円

	童福祉司及び児童心理司、 身体障害者更生相談所に勤 務し現業を行う身体障害者 福祉司及び知的障害者福祉 司		
	福祉保健所に勤務し現業を 行う母子自立支援員、身体 障害者更生相談所に勤務し 現業を行う社会福祉主事及 び心理判定員、婦人相談所 に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務	日額340円
特殊現場作業 手当	土木事務所、農林水産振興 センター農林水産整備課、 農林土木事務所、下水道建 設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル 以上の足場の不安定な箇所又は 水面下4メートル以上の深所等 で行う作業	日額230円
遺骨収集作業 手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務 手当	福祉保健部障害保健福祉課 に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第27条第3項の規定 に基づく精神保健指定医の診察 への立会い若しくは同法第29条 第1項の規定に基づき入院させ る精神障害者の護送業務又は同 法第38条の6第1項の規定に基 づく精神科病院に入院中の者へ の質問業務若しくは精神保健指 定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理 作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある 物件の処理作業又はサリン等 による人身被害の防止に関する法 律第2条に規定するサリン等若 しくはその疑いのある物質の処 理作業	1回5,200円（特殊危険物 質等の製造解明実験作業の 場合は、1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋研究 センター、水産業改良普及 センター、栽培漁業センタ ー、農林水産振興センター 農林水産整備課、沖縄水産 高等学校（実習船の運航に 関する業務に従事する職員 に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで 1時間310円 2 潜水深度30mまで 1時間780円 3 潜水深度30m超 1時間1,500円 （劣悪な環境下の場合、 1時間につき310円を加算）
救難等作業手 当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円（特別の場合は、 1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げ る業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業 務（旅行又は物品の輸送等 を目的とする業務を除 く。）	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査 手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を 携帯して、銃器を使用している 犯罪現場における犯人逮捕の作 業、銃器を所持する犯人逮捕の	日額820円から日額1,640円 までの範囲内の額

		作業等	
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	1 下水道施設における汚泥等の処理作業 2 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 3 汚泥等の採取作業 4 汚泥等の化学試験及び検査作業	日額450円（4の作業に従事した場合、日額290円）
防疫等作業手当	職員	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物取扱等手当	1 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術支援センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病害虫防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病害虫防除作業	
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	日額750円（業務が午後6時以降の場合、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	日額600円（業務が午後6時以降の場合、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び涉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	日額240円

護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物搜索、搜索救助の作業	1 現場 日額560円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	日額340円
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1回980円 2 2時間以上の勤務 1回650円 3 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	福祉保健部医務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務	
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額6,000円から日額12,800円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額3,400円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額3,400円
		部活動における児童又は生徒に	日額2,400円

		対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員	道路交通法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	日額230円
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防備訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に10分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病の病原体に汚染されている区域において	日額290円

		患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	2,300,517千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	115千円
支給実績（平成21年度決算）	2,151,376千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	106千円

(6) その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）	同じ	—	2,501,572千円	239,982円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	異なる	自宅居住者に係る手当支給なし	2,091,686千円	168,196円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000	異なる	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	1,521,875千円	92,860円

	円までの範囲内の額				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	194,146千円	421,140円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる	俸給表、職務の級及び職の区別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	902,715千円	568,103円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額410,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学技術に関する高度な専門的知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	92,310千円	2,494,858円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	788,240千円	616,294円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から8%までの割合を乗じた額			1,230,879千円	839,045円

へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	436,352千円	161,492円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	239,245千円	113,548円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円又は5,900円）	同じ	—	412,645千円	182,667円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	20,919千円	205,088円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,900円から月額11,700円までの範囲内の額			969,666千円	84,887円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の4%又は2% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の6%又は3%			42,892千円	238,291円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目			110,681千円	248,164円

	の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%）				
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8%			34,742千円	302,106円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			0千円	0円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,116,000円（ 1,240,000円）
	副 知 事	911,400円（ 980,000円）
報酬	議 長	990,000円（ —円）
	副 議 長	850,000円（ —円）
	議 員	760,000円（ —円）
期末手当	知 事	（平成22年度支給割合） 2.95月分 注 平成18年度から平成23年度まで期末手当を15%減額している。
	副 知 事	（平成22年度支給割合） 2.95月分
退職手当	知 事	（算定方式） 124万円×在職月数×0.50 98万円×在職月数×0.42
	副 知 事	（1期の手当額） 2,976万円 1,976万円 （支給時期） 任期毎 任期毎

備考 1 給料及び報酬の（ ）内は、特例条例による減額措置（平成20年4月1日から、給料月額については、知事10パーセント、副知事7パーセント、期末手当については15パーセントを減額）を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

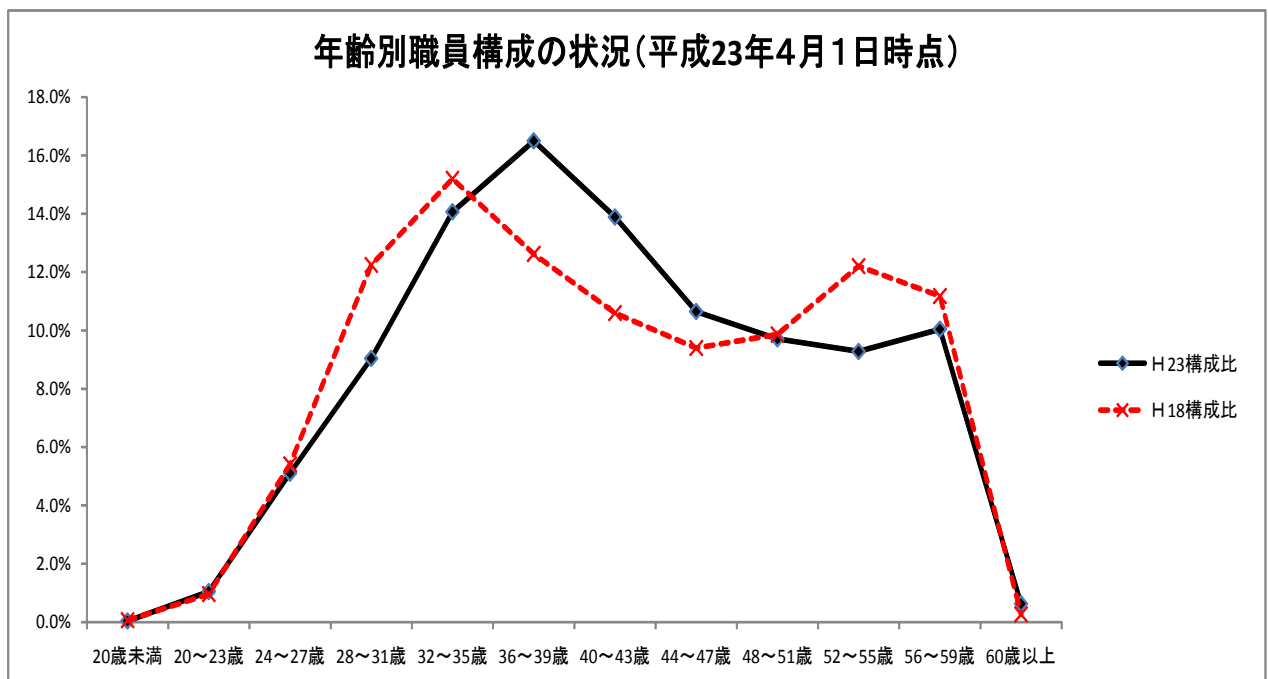
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
	議会	40	39	△ 1	○文化観光スポーツ部の創設に伴う教育委員会からの事務移管、不発弾等処理対策の推進、

普通 会 計 部 門	総務	731	751	20	生活保護業務及び児童虐待防止対策の強化等による増 ○業務の合理化及び定員管理計画に基づく削減等による減 (参考：人口10万人当たり職員数 277 人)
	税務	180	177	△ 3	
	労働	114	113	△ 1	
	農林水産	978	953	△ 25	
	商工	208	207	△ 1	
	土木	746	726	△ 20	
	民生	368	370	2	
	衛生	593	583	△ 10	
	小計	3,958	3,919	△ 39	
普通 行 政 部 門	教育部門	13,260	13,311	51	○35人学級の実施等による増
	警察部門	2,865	2873	8	○警察活動の強化等による増
	小計	20,083	20,103	20	(参考：人口10万人当たり職員数 1,422 人)
公会 管 計 企 業 部 門 等	病院	2,348	2,388	40	○看護体制の見直しによる増
	水道	259	256	△ 3	○業務の見直し・効率化による減
	下水道	75	72	△ 3	○業務の見直し・効率化による減
	その他	27	25	△ 2	○業務の見直し・効率化による減
	小計	2,709	2,741	32	
合 計	22,792 [25,865]	22,844 [26,129]	52 [264]	(参考：人口10万人当たり職員数 1,616 人)	

- 備考 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 10	人 240	人 1,166	人 2,065	人 3,213	人 3,769	人 3,172	人 2,433	人 2,218	人 2,120	人 2,294	人 144	人 22,844

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	4,376	4,304	4,164	4,051	3,958	3,919	△ 457 (△10.4%)
教育	13,798	13,622	13,474	13,380	13,260	13,311	△ 487 (△ 3.5%)
警察	2,823	2,844	2,855	2,856	2,865	2,973	50 (1.8%)
消防							
普通会計	20,997	20,770	20,493	20,287	20,083	20,103	△ 894 (△ 4.3%)
公営企業等会計	2,680	2,644	2,651	2,663	2,709	2,741	61 (2.3%)
総合計	23,677	23,414	23,144	22,950	22,792	22,844	△ 833 (△ 3.5%)

備考 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費 比率 B÷A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成22年度	千円 13,967,982	千円 1,669,830	千円 2,277,975	% 16.3	% 16.1

備考 1 「総費用」、「純損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、「地方公営企業決算状況調査」の区分による公営企業会計決算である。

2 「職員給与費」には資本勘定支弁職員の分も含む。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成22年度	人 255	千円 991,731	千円 261,792	千円 356,600	千円 1,610,123	千円 6,314	千円 7,251

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

--	--	--	--	--	--	--	--

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	40.8 歳	332,084 円	505,198 円
団体平均	45.8 歳	387,790 円	603,860 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,398千円	1人当たりの平均支給額 1,603千円
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置（2%から20%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給 無） 勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 定年前早期退職特例措置	1人当たり平均支給額 22,973千円
1人当たり平均支給額 — 千円 27,325千円	

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		2,200千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		550,074円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	2人	18%	18%
大阪市	1人	15%	15%

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	5,556 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	41,776 円

職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）			52.2 %
手当の種類（手当数）			5
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地等交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交代制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	日額230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	108,180千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	499千円
支給実績（平成21年度決算）	113,318千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	481千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達	同じ	—	41,285千円	248,704円

	<p>する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給</p> <p>(1) 配偶者 月額13,000円</p> <p>(2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円(配偶者が不在の場合の1人目は11,000円)(なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)</p>				
住居手当	<p>1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額27,000円)</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>	同じ	—	35,216千円	172,626円
通勤手当	<p>通勤距離が2km以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同じ	—	36,863千円	151,701円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)</p>	同じ	—	680千円	680,000円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給(企業技監、統括監、参事、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額</p>	同じ	—	14,548千円	606,173円
休日勤務手当	<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人</p>	同じ	—	26,235千円	228,131円

	事委員会規則で定める割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	17,243千円	226,880円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成21年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成22年度	千円 297,295	千円 38,064	千円 21,961	% 7.4	% 8.0

備考 1 「総費用」、「純損益又は実質収支」及び「職員給与費」は、「地方公営企業決算状況調査」の区分による公営企業会計決算である。

2 「職員給与費」には資本勘定支弁職員の分も含む。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成22年度	人 4	千円 8,443	千円 3,511	千円 3,016	千円 14,970	千円 3,743	千円 6,668

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	33.0 歳	262,025 円	396,463 円
団 体 平 均	45.6 歳	364,247 円	554,946 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成22年度） 754千円	1人当たりの平均支給額 1,511千円
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

役職加算	5%から20%まで
管理職加算	10%

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成23年4月1日現在)

沖 縄 県	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続20年 23.50月分 30.55月分	
勤続25年 33.50月分 41.34月分	
勤続35年 47.50月分 59.28月分	
最高限度額 59.28月分 59.28月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額
— 千円 — 千円	12,738千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		0円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	人	%	%

エ 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)		104千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		34,683円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)		75.0%	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地等交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円 (ただし、午後6時以降1,000円加算)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交代性勤務 (浄水施設における24時間運転管理業務)	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調	日額150円

		査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業等	日額400円
		倉敷ダム管理所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		保護具を着用し毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	日額230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	967千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	322千円
支給実績（平成21年度決算）	1,304千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	435千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	234千円	234,000円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ	—	966千円	322,000円

	3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円				
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	1,067千円	355,575円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	305千円	152,737円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	173千円	173,304円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成22年度	千円 44,277,443	(純利益) 千円 1,736,347	千円 25,437,161	% 57.4	% 56.9

区分	職員数	給与費	1人当たり給	(参考) 都道府県平均
----	-----	-----	--------	----------------

	A	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	与費 B÷A	1人当たりの 給与費
平成22年度	人 2,376	千円 9,454,069	千円 4,649,435	千円 3,186,535	千円 17,290,039	千円 7,277	千円 7,255

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10パーセント減額）している。また、行政職給料表6級以上及びこれに相当する職務の級の職員（医師及び歯科医師を除く。）を対象に、平成22年12月1日から、給料月額等、地域手当、期末手当及び勤勉手当を0.2パーセント減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	43.3歳	546,227円	1,317,149円
看 護 師	39.1歳	312,597円	485,503円
事務職員	39.2歳	309,857円	467,285円
団 体 平 均			
医 師	43.6歳	555,157円	1,363,967円
看 護 師	37.7歳	302,613円	481,095円
事務職員	43.5歳	357,232円	564,171円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,341千円	1人当たりの平均支給額 1,436千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

沖 縄 県	団 体 平 均
(支給率)	
勤続20年	自己都合 23.50月分 勸奨・定年 30.55月分
勤続25年	33.50月分 41.34月分
勤続35年	47.50月分 59.28月分
最高限度額	59.28月分 59.28月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 4,156千円 25,762千円	1人当たり平均支給額 7,652千円
---	-----------------------

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)		256,119千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		842,296円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
医師・歯科医師	345人	15%	—%

エ 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)		679,461千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		292,745円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)		97.7%	
手当の種類 (手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	1 深夜の全部の勤務 1回6,800円 2 4時間以上の勤務 1回3,300円 3 2時間以上4時間未満の勤務 1回2,900円 4 2時間未満の勤務 1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	1回1,620円

巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられた時の業務	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1回980円 2 2時間以上の勤務 1回650円 3 2時間未満の勤務 1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務	日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	日額230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	1,791,203千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	754千円
支給実績（平成21年度決算）	1,685,605千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	732千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度	一般行政職の制度と異	支給実績（平成22年度）	支給職員1人当たり平均支給年額
-----	----------	----------	------------	--------------	-----------------

		との異同	なる内容	決算)	(平成22年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者が不在の場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	262,842千円	230,969円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員月額2,500円	同じ	—	295,381千円	191,931円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	161,236千円	92,030円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	24,133千円	464,097円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同じ	—	33,373千円	776,106円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額314,800円（精神科を本務とする医師にあって	同じ	—	1,012,516千円	3,397,703円

	は、318,800円) 以内 (3 5年間漸減しながら支 給)				
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不 便な地に所在する公署に勤務 する職員に支給。給料及び扶 養手当の月額合計額に、公 署に応じ25%から4%まで の割合を乗じた額	同じ	—	319,469千円	579,799円
特地勤務手当 に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への 異動等に伴って住居移転した とき、異動後3年間支給(人 事委員会で定める条件に該当 する者は6年間)。給料及び 扶養手当の月額合計額に、 公署に応じ、異動後4年間は 6%から4%まで、5年目は 4%、6年目は2%の割合を 乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10 時から翌日の午前5時までの 間に勤務した職員に支給。勤 務1時間につき1時間当たり の給与額に100分の25を乗じ た額	同じ	—	328,370千円	231,900円